

令和5年4月改訂版

秋田市消防団員のしおり



秋田市消防本部警防課

目 次

1	消防団とは	1
2	消防団員の任務とは	1
3	消防団員の身分	1
4	消防団員の処遇	1
5	消防団員の表彰	2
6	秋田市消防団の組織	2
	(1) 団本部	2
	(2) 地域分団	2
	(3) 機能別団員	2
	(4) 秋田市消防団組織等検討委員会	3
7	秋田市消防団員の貸与品	3
8	秋田市消防団の行事	3
9	秋田市消防団の定数	3
10	消防団の活動	4
	(1) 火災の警戒	4
	(2) 火災出動	4
	(3) 水防活動	4
	(4) 震災時の活動	4
	(5) その他の活動	4
	ア 訓練	4
	イ 祭典等の警戒	4
11	消防団への入団について	4
	秋田市消防組織図	5
	分団の名称および管轄区域	6～9
	大規模な災害へ対処する方面隊	9
	火災情報メールについて	10

1 消防団とは

火災や災害のときに出動する消防隊。現場では、消防署員とともに地域の「消防団員」が消防隊の一員として活動しています。

消防団員は、本業を持ちながら「自分のまちを自分たちで守る」という精神に基づいて、いざ災害が発生したときは現場に駆けつけて消火や救助などの活動に従事し、市民の安全と安心を守っています。

消防団の活動は現場活動や訓練にとどまらず、地域の巡回や広報活動、救急救命講習など多岐にわたり、男性、女性を問わず、団員それぞれの意欲やライフスタイルに応じて活躍できる場面があります。

2 消防団員の身分

消防団員は非常勤特別職の地方公務員です。

消防団員は、管轄する地域の分団長の推薦により、秋田市長の承認を得て消防団長が任命します。公務員として身分が補償される代わりに、忠実に消防団員としての職務を遂行する責務があります。

3 消防団員の処遇

- (1) 公務災害補償 …公務により負傷した場合、必要な療養費が補償されます。休業や障害への補償制度もあります。
- (2) 賞 じ ゅ つ 金 …職務のため死亡し、または障がいの状態となった場合、賞じゅつ金が支給されます。
- (3) 退 職 報 償 金 …5年以上勤務して退職した場合、階級や勤務年数に応じて退職報償金が支給されます。
- (4) 報 酬 等 …年報酬のほか、災害などに出動した場合は出動報酬が支給されます。
 - ※年報酬は階級が団員の場合30,000円
 - ※出動報酬は災害4時間以上の場合8,000円など
- (5) そ の 他 …入院給付金や結婚祝い金など、消防団員福祉共済や消防互助会による各種共済制度があります。

5 表 彰

永年勤続や現場功労に対する表彰や叙勲などの制度があります。

- (1) 消防庁長官表彰 … 功労章、永年勤続功労章
- (2) 秋田県知事表彰 … 有功章、勤続章
- (3) 秋田市長表彰 … 優良分団表彰、勤続章
- (4) 日本消防協会長表彰 … 功績章、精績章
- (5) 秋田県消防協会長表彰 … 功労章、勤続章
- (6) 消防長表彰 … 功績分団表彰、消防協力者表彰
- (7) 消防団長表彰 … 優良消防団員表彰

6 組 織

(1) 団本部

消防団を統括する団本部は、団長以下、各地区（北部、中央、南部、河辺、雄和方面隊）の副団長、分団長、部長で構成されています。

(2) 分 団

市域を32の地域に分け、それぞれの地域を管轄する分団を設置しています。団員は、分団長を指揮者として、各地域に設置している器具置場を拠点に活動しています。

(3) 機能別団員

地域の分団に所属する基本団員に加えて、定年退職した消防職員や団員のOBを機能別団員として採用し、長年の勤務で培った知識や経験を消防団活動に取り入れています。

また、市内の4年制大学に在籍している学生を防災カレッジサポーターとして採用し、大規模災害発生時の後方支援活動に備えています。

7 貸与品

消防団活動に必要な活動服や安全装備品（ヘルメット、編み上げ靴）を貸与します。

消火活動の際に着用する防火衣は、各器具置場に配置しています。

8 行 事

1年間の主な行事は以下のとおりです。このほか方面隊や分団ごとの訓練行事、秋田県消防学校各種教育課程、日本消防協会主催の研修会等もあります。

- 4 月 春の火災予防運動
- 5 月 消防操法研修会
- 6 月 水防訓練
- 7 月 秋田市消防操法大会、秋田県消防大会
- 8 月 秋田県消防操法大会
- 9 月 秋田市総合防災訓練
- 10月 各種研修会（基礎、初級幹部、上級幹部）
- 11月 秋の火災予防運動
- 12月 歳末特別警戒
- 1 月 消防出初式
- 2 月 各地区消防研究会
- 3 月 辞令交付式

9 消防団員の定数

定数は市全体で2,100、階級別の定員は団長1人、副団長5人、分団長37人、副分団長32人、部長121人、班長258人、団員1,646人となっています。

10 消防団の活動

(1) 災害の警戒

火災や水害など災害による被害の発生が予測されるとき、または災害が発生した場合に被害が拡大すると予想されるときは、管轄区域内の警戒にあたります。

(2) 火災出動

管轄区域で火災が発生した場合は、速やかに出動し常備消防と連携して防ぎよ活動にあたっています。

(3) 水防活動

大雨による増水で河川が決壊するおそれがある場合などは、現場に出動して水防活動や住民の避難誘導を行います。

(4) 震災時の活動

震度5弱以上の地震が発生した場合に参集し、消火や救助などの現場活動、地域の警戒にあたります。

(5) その他の活動

ア 訓練

訓練礼式や必要な基礎訓練、消火を想定したポンプ操法や、水防訓練等多岐にわたります。

イ 祭典等の警戒

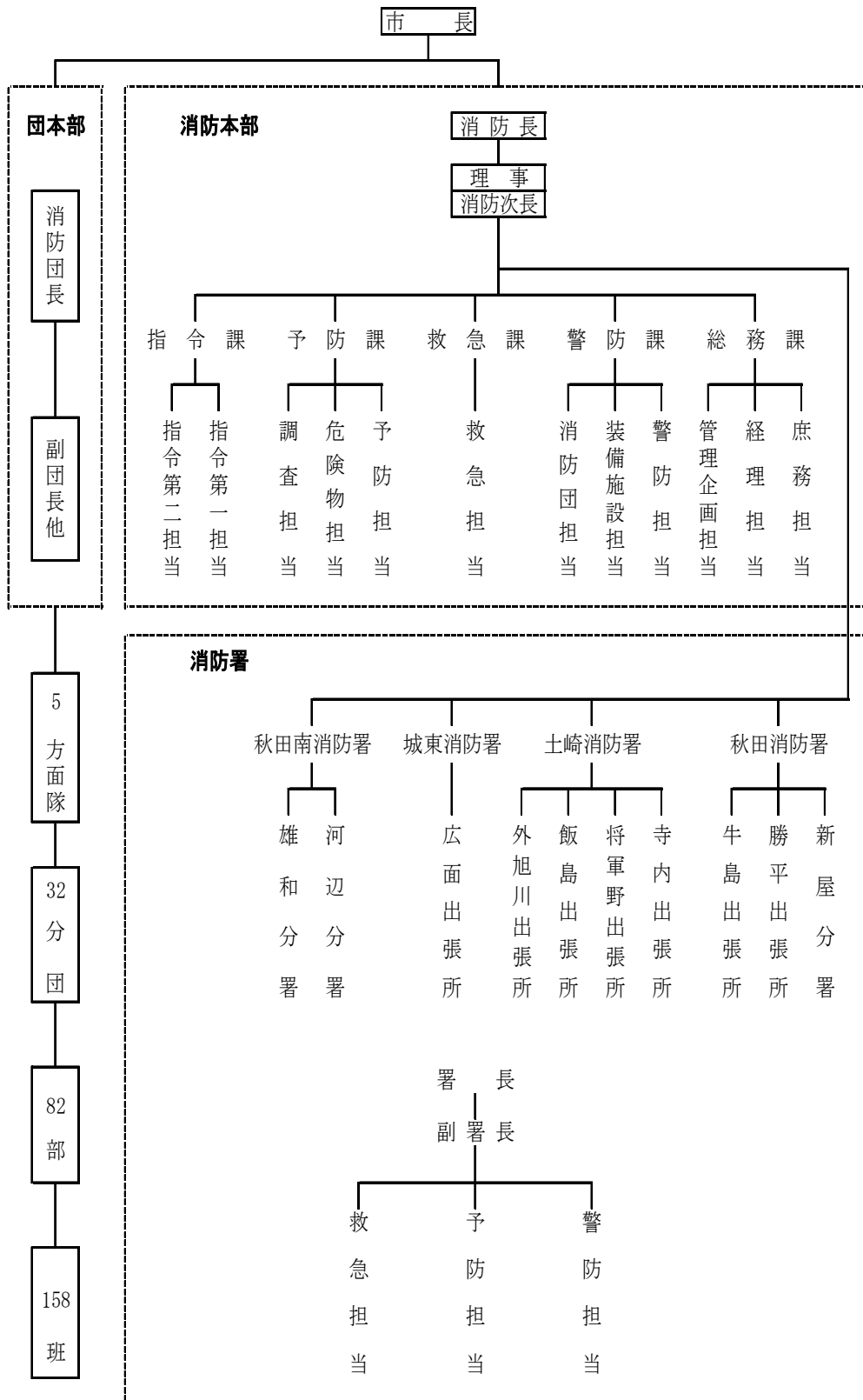
地域の花火大会等において、火災の警戒にあたることがあります。

11 入団について

任用資格は以下のとおりです。

- (1) 所属する分団の区域内に居住し、通勤し、または通学していること。
- (2) 年齢18歳以上50歳以下で、健康であること。
- (3) 定年は65歳、70歳までは機能別団員として活動することができます。

消 防 組 織 図



分団の名称および管轄区域

名称	管轄区域
金足分団	金足地区全域
上新城分団	上新城地区全域
下新城分団	下新城地区全域
飯島分団	飯島地区(大崩および長野を除く。)および港北地区全域
外旭川分団	外旭川地区全域、寺内地区(イサノおよび三千刈)、将軍野地区(南四丁目および堰越)および泉地区(登木の一部)
土崎北分団	土崎港北地区全域、土崎港西地区(西二丁目を除く。)、土崎港相染町地区全域、土崎港古川町地区全域および土崎港中央地区(中央六丁目の一部、中央三丁目、中央五丁目および中央七丁目)
土崎南分団	土崎港中央地区(中央六丁目の一部、中央三丁目、中央五丁目および中央七丁目を除く。)、土崎港東地区(東四丁目を除く。)、土崎港西地区(西二丁目)、土崎港南地区全域、土崎港下浜町地区全域、土崎港御蔵町地区全域および土崎港穀保町地区全域
寺内分団	寺内地区(イサノおよび三千刈を除く。)、八橋地区全域、高陽地区全域、向浜地区全域、将軍野地区(南四丁目および堰越を除く。)、土崎港東地区(東四丁目)および飯島地区(大崩および長野)
旭川分団	旭川地区全域、新藤田地区全域、濁川地区全域、添川地区全域、山内地区全域、仁別地区全域、手形地区(大松沢の一部、扇田、才ノ浜および中台)および泉地区(三嶽根、釜ノ町、一ノ坪、東町および馬場)
城東分団	手形地区(西谷地の一部、十七流の一部、大松沢の一部、扇田、才ノ浜および中台を除く。)、手形山地区全域、千秋地区(久保田町および城下町)、蛇野地区全域、広面地区(樋口の一部、釣瓶町、近藤沢、近藤堰越、近藤堰添、二階堤、推子、柳沢、赤沼、昼寝、家ノ下、大巻、谷地

	沖、樋ノ下、土手下、堤敷、蓮沼、糠塚、川崎、谷内佐渡および蟹沢)、柳田地区全域、下北手松崎地区(家ノ前の一部および上崎の一部)および中通地区(中通七丁目の一部)
保戸野分団	保戸野地区全域、千秋地区(久保田町および城下町を除く。)および泉地区(登木の一部、三嶽根、釜ノ町、一ノ坪、東町および馬場を除く。)
秋田東分団	広面地区(碓の一部、樋口の一部、釣瓶町、近藤沢、近藤堰越、近藤堰添、二階堤、推子、柳沢、赤沼、昼寝、家ノ下、大巻、谷地沖、樋ノ下、土手下、堤敷、蓮沼、糠塚、川崎、谷内佐渡および蟹沢を除く。)、東通地区全域、檜山地区(大元町、太田町、太田沢、金照町、城南町、城南新町、石塚町および石塚谷地)、下北手桜地区(宮ヶ沢の一部)および手形地区(西谷地の一部および十七流の一部)
秋田中央分団	中通地区(中通七丁目の一部を除く。)、南通地区全域および檜山地区(大元町、太田町、太田沢、金照町、城南町、城南新町、石塚町、石塚谷地および愛宕下を除く。)
秋田旭分団	大町地区全域、旭南地区全域および旭北地区全域
川尻分団	川尻地区全域、川尻町地区全域、川元地区全域および山王地区全域
牛島分団	牛島地区(牛島西三丁目の一部、牛島西四丁目、牛島南一丁目、牛島南二丁目、東潟敷および西潟敷を除く。)、茨島地区全域、卸町地区全域および檜山地区(愛宕下)
太平分団	太平地区全域
下北手分団	下北手黒川地区全域、下北手桜地区(宮ヶ沢の一部を除く。)、下北手寒川地区全域、下北手宝川地区全域、下北手通沢地区全域、下北手梨平地区全域、下北手松崎地区(家ノ前の一部および上崎の一部を除く。)、下北手柳館地区全域、桜地区全域、桜ガ丘地区全域、桜台地区全域、

	大平台地区全域、横森地区全域および広面地区（碓の一部）
上北手分団	上北手地区全域、山手台地区全域、南ヶ丘地区全域および御所野地区（地蔵田、下堤四丁目、下堤五丁目、元町一丁目、元町五丁目、元町六丁目、元町七丁目、湯本二丁目、湯本三丁目、湯本四丁目、湯本五丁目および湯本六丁目を除く。）
新屋分団	新屋地区（前野町を除く。）、新屋町地区全域、浜田地区（家後の一部）および豊岩石田坂地区（九十田の一部および館野）
仁井田分団	仁井田地区（古川向の一部、中谷地の一部、川久保の一部および横山の一部を除く。）、大住地区全域、牛島地区（牛島西三丁目の一部、牛島西四丁目、牛島南一丁目、牛島南二丁目、東潟敷および西潟敷）、四ツ小屋小阿地地区（大杉沢の一部）および御野場地区（新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目および新町五丁目）
四ツ小屋分団	四ツ小屋地区全域、四ツ小屋小阿地地区（大杉沢の一部を除く。）、御野場地区（新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目および新町五丁目を除く。）、御所野地区（地蔵田、下堤四丁目、下堤五丁目、元町一丁目、元町五丁目、元町六丁目、元町七丁目、湯本二丁目、湯本三丁目、湯本四丁目、湯本五丁目および湯本六丁目）および仁井田地区（古川向の一部、中谷地の一部、川久保の一部および横山の一部）
浜田分団	浜田地区（家後の一部を除く。）および新屋地区（前野町）
豊岩分団	豊岩石田坂地区（九十田の一部および館野を除く。）、豊岩小山地区全域および豊岩豊巻地区全域
下浜分団	下浜地区全域
河辺第一分団	河辺赤平地区全域、河辺大沢地区全域、河辺大張野地区全

	域、河辺北野田高屋地区（雷谷地の一部、上前田表の一部、黒沼下堤下の一部および前田表の一部）、河辺神内地区全域、河辺高岡地区全域、河辺松湊地区（街道北）、河辺諸井地区全域および河辺和田地区（北条ヶ崎の一部を除く。）
河辺第二分団	河辺北野田高屋地区（雷谷地の一部、上前田表の一部、黒沼下堤下の一部および前田表の一部を除く。）、河辺戸島地区全域、河辺豊成地区全域、河辺畑谷地区全域、河辺松湊地区（街道北を除く。）および河辺和田地区（北条ヶ崎の一部）
河辺第三分団	河辺岩見地区全域および河辺三内地区全域
雄和第一分団	雄和萱ヶ沢地区全域、雄和碓田地区全域、雄和神ヶ村地区全域、雄和新波地区全域、雄和向野地区全域および雄和繫地区全域
雄和第二分団	雄和女米木地区全域、雄和戸賀沢地区全域および雄和相川地区全域
雄和第三分団	雄和左手子地区全域、雄和種沢地区全域および雄和平尾鳥地区全域
雄和第四分団	雄和妙法地区全域、雄和石田地区全域、雄和平沢地区全域、雄和下黒瀬地区全域、雄和椿川地区全域、雄和田草川地区全域および雄和芝野新田地区全域

大規模な災害へ対処する方面隊

地区方面隊	管轄方面分団
中央方面隊	旭川、保戸野、城東、秋田東、秋田中央、秋田旭、川尻、牛島、太平、下北手分団
北部方面隊	金足、上新城、下新城、飯島、外旭川、土崎北、土崎南、寺内分団
南部方面隊	上北手、新屋、仁井田、四ツ小屋、浜田、豊岩、下浜分団
河辺方面隊	河辺第一、河辺第二、河辺第三分団
雄和方面隊	雄和第一、雄和第二、雄和第三、雄和第四分団

火災情報メールの登録方法について

秋田市消防本部では、火災が発生した際、管轄する消防団員へ「火災情報メール」を送信しております。

所属の団員の皆様へ登録方法について周知くださるようお願いいたします。

①火災情報メールの登録方法

火災情報を受け取る携帯電話から、下記の宛先へ必要事項を入力したメールを送信してください。

宛先 「ro-frfs@city.akita.lg.jp」

題名 「[火災メール登録（または変更）](#)」

本文 「[所属分団および氏名](#)」（例：秋田分団 消防太郎）



※以下2つのアドレスから受信できるように携帯電話を設定してください。

【消防本部警防課】ro-frfs@city.akita.lg.jp

【火災情報メール】shirei@akita-fd.jp

※2～3日中に返信メールで案内しますが、設定完了まで1か月ほどかかります。

※毎月第二土曜日に試験メールを送信しています。

入団に関する問い合わせ

秋 田 市 消 防 本 部 警 防 課

電 話 0 1 8 - 8 2 3 - 4 2 4 3

メー ル ro-frfs@city.akita.lg.jp

(エルジー・ジェイピー)

秋田市消防本部のホームページもご覧ください

<https://www.city.akita.lg.jp/shobo/>

